

## 東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を強く求める意見書

平成28年11月22日の午前5時59分ごろ、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生し、当県をはじめとする茨城、栃木の3県において震度5弱を観測した。東京電力福島第一及び第二原子力発電所には最大で1.6メートルの津波が押し寄せ、福島第一原子力発電所においては、放射生物質の流出を抑える「シルトフェンス」が損傷するなど、津波対策の脆弱さが露呈されたところである。また、福島第二原子力発電所3号機においては、使用済み核燃料プールの冷却機能が一時停止となり、プール内の水温が0.2度上昇する事態に陥った。幸いにも、水漏れや放射性物質の漏洩はなく、緊急事態には至らなかったが、現在も続く余震と、東日本大震災時の原子力発電所の事故の記憶を思い起こし、不安な生活を送っているのは、当町民ばかりではない。

当町議会は、平成23年4月18日付「東日本大震災及び原子力事故に対する意見書」をはじめ、11に及ぶ関連意見書を国に対し提出している。今回の事象により、改めて原子力発電所の廃炉の実現を強く求めるものである。

国は廃炉について、一義的には電気事業者が判断するとの見解であり、未だに実現の見通しが立っていない。東日本大震災の発生後から繰り返される原子力発電所のトラブルによって、当県の風評払拭を始めとする様々な取組に水を差し、早期復興の足かせとなっている。

よって、国においては、現在存廃が未定となっている福島第二原子力発電所の全基廃炉を国の責任で早急に実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月12日

福島県伊達郡桑折町議会

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
経済産業大臣	殿